

# 中小企業人材強化 支援事業補助金

最長2年間  
支援!

区内中小企業者を対象に、従業員の資格取得に必要な経費の一部を補助します。事業活動の拡大やDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向けて、従業員の新たな能力開発に取り組む区内中小企業者様のご申請をお待ちしております！

※リスキリング・・・今後の事業戦略や将来像を見据え、企業が事業の成長・変革に必要なと考えられる職業能力を従業員に習得させること

## 1. 支援内容

区内中小企業者が自社の従業員を対象としたリスキリングに取り組む場合に、資格の取得に係る経費の一部を補助します（1社当たり最大10万円まで）。

補助率

2分の1

補助限度額

10万円

## 2. 支援対象者及び対象事業

### ■ 支援対象者

区内の中小企業又は個人事業主で、以下の①～③に全てに該当する事業者

①

中小企業基本法に定める中小企業者であって、個人事業者又は法人事業者であること。

②

区内に本店登記があり、申請日において引き続き1年以上事業を営んでいること。

※認定後、区外移転した場合は、補助対象外となります。

③

申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人住民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税）を完納していること。

### ■ 対象事業

「リスキリング」として、従業員に新たな資格を取得させる事業で、以下の1～3に全てに該当する事業

1

令和8年3月31日までに従業員が資格を取得する見込みのあるもの

2

従業員に取得させる資格が事業活動の拡大又はDXの実現に資すると認められるもの

3

資格の取得に必要な費用を従業員に負担させないこと

### 【！ご確認ください！】

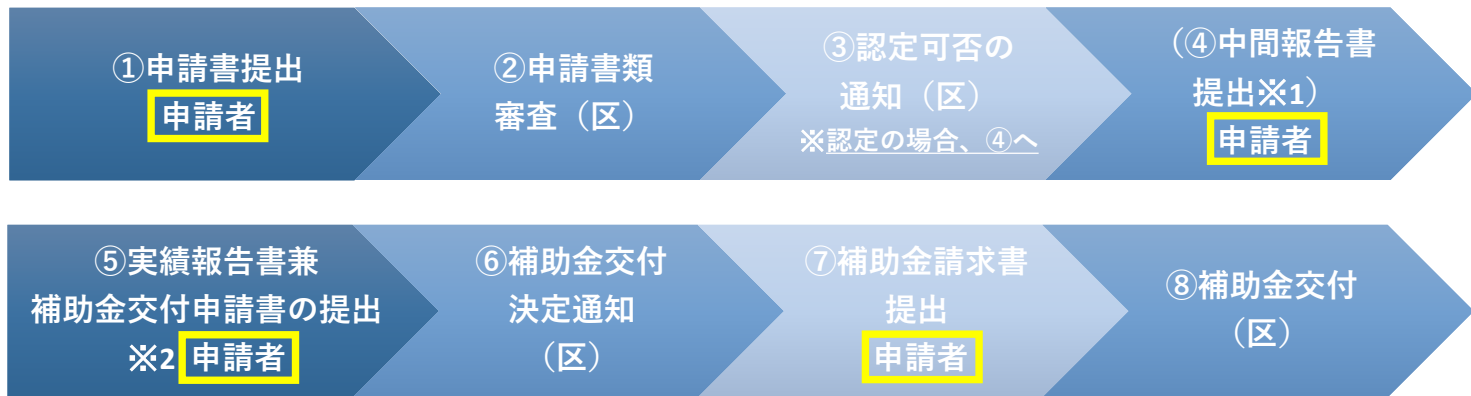
・「事業活動の拡大」とは、業種の拡大・転換を目的としたものに加え、既存事業の事業規模拡大を目的とするものも含まれます。「DXの実現に資する」とは、DXに係る高度な資格からITパスポート等のIT関係の資格まで広く対象となります。

取得を検討している資格が補助対象となるか等は、文京区経済課までお問い合わせください。

・他の行政機関による同種の補助金等の交付を受けるもの（予定を含む）は、補助対象外となります。

（裏面に続きます）

# 3. 申請から補助金交付までの流れ



- ※ 1・・・従業員の資格取得が令和 7 年（2025 年）4 月 1 日以降となる場合は、④中間報告書の提出が必要です。  
（令和 6 年度中に資格を取得する場合は、④中間報告書の提出は不要）
- ※ 2・・・⑤実績報告書兼補助金交付申請書は、資格の取得後又は令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までに提出してください。

# 4. 補助対象経費

申請日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までの期間中に補助対象事業に支出した経費  
（経費を支出したことが確認できるものに限ります。）

## 【対象経費の例】

- ◎ 専門的な資格の取得に係る教育課程、講座、講習等の受講料
- ◎ 資格試験の受験料
- ◎ 検定試験の受験料
- ◎ その他資格取得の実施に必要があると認められる費用

## 【対象外経費の例】

- × 教育課程等の入学のための検定料、入学金等、受講の開始に当たり必要となる諸費用
- × 申請日以前に支出した費用
- ※ 資格の取得ができなかった場合、当該資格に係る受講料や受験料等は補助対象外となります。

# 5. 募集期間

年間を通じて随時、申請を受け付けます。

- ※ 申請件数が予算額に達するまで、年間を通じて随時受付いたします。  
なお、原則として先着順に受理いたしますが、書類の不足、不備のほか、申請要件を満たしていない場合などには、他の申請者を優先する場合があります。

【申込み・問合せ先】 文京区 区民部 経済課 創業・就労支援担当

（窓口開庁時間：平日 8：30～17：15）TEL：5803-1173 / FAX：5803-1936

（URL） <https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/jinzaikyoka.html>

（Mail） [b201000@city.bunkyo.lg.jp](mailto:b201000@city.bunkyo.lg.jp)



▲区ホームページ